

香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団規則第2号

香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(診断書)

第2条 企業長は、条例第5条第2項の規定により、医師2名を指定して診断を行わせた場合には、病名及び病状のほか、その職員が引き続き職務の遂行ができるかどうかについての具体的な意見を、書面をもって当該医師より徴しなければならない。

(期間の更新)

第3条 条例第6条第1項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

(期間の通算)

第4条 休職処分に付された職員が条例第6条第2項の規定による復職後、再び同一疾患により休職処分に付された場合には、その者の休職期間は、復職前の休職期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後6月を経過しているときは、この限りでない。

(復職の手続)

第5条 条例第6条第2項の規定により職員の復職を命ずる場合には、あらかじめ医師を指定して診断を受けさせなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。